

国総観振第 54 号  
平成20年7月23日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

大臣官房総合観光政策審議官

### 観光圏整備事業の実施に係る勧告等及び認定の取消しについて

標記について、観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号。以下「法」という。）が、平成20年7月23日に施行されたが、このうち、法第16条に基づく認定観光圏整備事業の実施に係る勧告等や法第8条第8号の認定観光圏整備実施計画の認定の取消しについては、特定の観光圏整備事業が実施されないことが、観光圏整備計画全体の実施性に重大な影響を及ぼす可能性があることから、その実施義務を課したものである。その具体的運用にあたっては、下記のとおりとしたので、関係市町村又は都道府県等に対し周知されたい。

#### 記

##### 1. 認定観光圏整備事業の実施に係る勧告等（法第16条）

法第16条に掲げる勧告等については、以下のとおり取り扱うこととする。

- (1) 市町村又は都道府県が、認定観光圏整備事業者に実施の要請をする場合は、観光圏整備事業の遂行状況について把握し、観光圏整備計画に支障が生じた又は支障が生じる恐れがあると認める場合に、事実確認をした上で実施の要請をすることとする。
- (2) (1)の要請を受けた認定観光圏整備事業者が、相当の期間内に、観光圏整備事業を実施する予定又は意思がない場合は、要請をした市町村又は都道府県は様式（別紙1）を参照し、管轄の地方運輸局を經由し国土交通大臣にその旨を通知することができる。
- (3) 国土交通大臣は、(2)による市町村又は都道府県の通知を受理したときは、当該認定観光圏整備事業者に対し法第17条（報告の徴収）の報告を求めるものとする。報告内容の結果、必要と判断した場合は、様式（別紙2）による勧告書を認定観光圏整備事業者に送付するものとする。
- (4) 国土交通大臣は、勧告書において相応の期間を定め、当該期間内に勧告の内容について従わなかった時は、状況に応じてその旨、ホームページに公表するものとする。

## 2. 認定観光圏整備事業の認定の取消し（法第8条第8項）

法第8条第8項に掲げる認定観光圏整備事業の取消しは、下記の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合とする。なお、認定観光圏整備事業を取り消す際は、事前に関係市町村又は都道府県の意見聴取を行うものとし、当該意見を踏まえて慎重に判断し、様式（別紙3）による取消内容について、認定観光圏整備事業者に送付するものとし、行政手続法（平成5年法律第88号）その他関係法令に従い、手続をするものとする。

- （1） 国土交通大臣が、法第17条（報告の徴収）等の規定に基づき、認定観光圏整備事業者に対する認定観光圏整備事業の実施状況等に関し報告を求め、その遂行実態が法第8条第3項各号のいずれかに適合しなくなったと認める場合
- （2） 1. の（3）の取扱いにより、国土交通大臣が勧告書を認定観光圏整備事業者に送付してもなお、認定観光圏整備計画に従って観光圏整備事業を実施していないと認める場合

様式（別紙1）

番号

年月日

国土交通大臣 ○○○○ 殿  
（○○運輸局長 経由）

市町村又は都道府県の長

## 通 知 書

平成○○年○○月○○日付け○○○○第○○号で国土交通大臣より認定を受けました観光圏整備実施計画に関して、当該観光圏整備事業者である○○○○株式会社 代表取締役 ○○○○に対して、平成○○年○○月○○日付け調査の結果、平成○○年○○月○○日現在、その事業実施状況が、○○○○のため未実施であり、観光圏整備計画に著しく支障が生じる恐れがありますので、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）第16条第2項の規定に基づき通知します。

様式（別紙２）

番号

年月日

（認定観光圏整備事業者）

氏名又は名称

代表者名 あて

国土交通大臣 ○○ ○○

## 勧告書

平成○○年○○月○○日付け○○○○第○○号で認定した観光圏整備実施計画に関して、平成○○年○○月○○日付け調査の結果、その事業実施状況が、○○○○のため未実施であると認められた。

これは、観光圏整備計画に著しく支障を生じさせる恐れがあることから、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成２０年法律第３９号）第１６条第３項の規定に基づき、認定観光圏整備実施計画に従って当該認定観光圏整備事業を実施するよう勧告する。

なお、平成○○年○○月○○日までに事業を実施（開始）しなかった場合には、勧告に従わなかった旨、公表することがありえることを申し添える。

様式（別紙3）

番号

（認定観光圏整備事業者）

氏名又は名称

代表者名 あて

## 認定観光圏整備事業の取消しについて

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇〇第〇〇号で認定した観光圏整備実施計画に関して、貴殿が実施（予定と）する観光圏整備事業については、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け調査の結果（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け 第〇〇号による勧告に基づいた事業実施が、〇〇〇〇〇〇のため未実施であり）観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号。以下「観光圏整備法」という。）第8条第3項第〇号に適合しないと認められることから、下記のとおり法第8条第8項の規定により取り消すこととする。

記

取消し理由

平成 年 月 日

国土交通大臣 〇〇 〇〇